

計画の

基本的事項

1

第1節 計画策定の背景

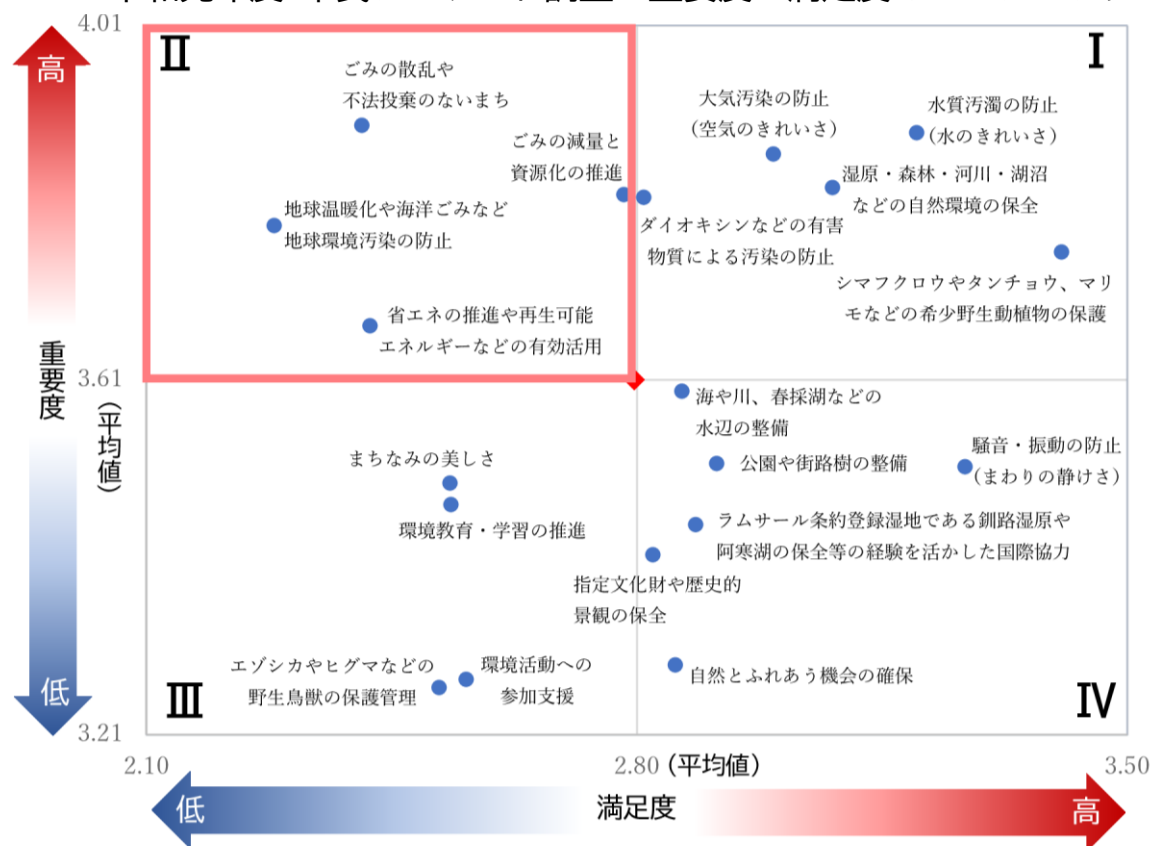
1 計画策定の趣旨

釧路市では、2010年度（平成22年度）に「釧路市環境基本計画」を策定し、21世紀半ばを展望した本市の望ましい環境像を「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」と定め、この環境像の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。この計画は2020年度（令和2年度）をもって計画期間が終了となりますが、この間我々を取り巻く環境問題にも様々な変化がみられました。

また、これまでの取り組みの検証を兼ねた市民アンケートにおいては、節電・節水やごみの分別などの取り組みが市民の日常生活に定着していることがみられた一方で、地球温暖化の進行を実感する声が多かったことや、ごみに関する問題について前回調査時より満足度の低下がみられました。

このことから、環境問題に関する社会情勢の変化に対応し、本市における環境問題の解決に向けた施策等のさらなる推進を図るため、「第2次釧路市環境基本計画」を策定するものです。

令和元年度 市民アンケート調査 重要度・満足度のスコアマップ



象限	重要度
I	重要性を感じており、現状にも満足している。
II	重要性を感じているが、現状にはあまり満足していない。
III	重要性はあまり感じておらず、現状にもあまり満足していない。
IV	重要性はあまり感じていないが、現状にはある程度満足している。

第2次釧路市環境基本計画策定に係る市民アンケート調査（令和元年度）より

2 国内外における環境行政の動向

●地球温暖化

2011年（平成23年）、東日本大震災の発生に伴う福島第一原子力発電所の事故を受け、全国の原子力発電所が安全性を評価するため運転を停止したことや、それに伴って火力発電所が増加したことにより、エネルギーに対する考え方や施策が大きく変化しました。

その後、2015年（平成27年）には、フランス・パリで開催されたCOP21で「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）に発効されました。このパリ協定の採択を受け、国では「地球温暖化対策計画」を策定し、さらに地球温暖化によりすでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めるため、「気候変動の影響への適応計画」も策定しています。

●生物多様性

2010年（平成22年）、生物多様性が引き続き減少している状況を踏まえ、COP10で「愛知目標」が採択され、これを受け、2012年（平成24年）に国は「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを進めています。

●公害

世界的な人口増や経済活動の活性化に伴い、大陸からの微小粒子状物質（PM2.5）の越境汚染が問題視されています。

●廃棄物（海洋汚染）

世界における廃棄物の発生量は増大しており、またマイクロプラスチックによる海洋汚染も問題視されています。

●持続可能な開発目標

2015年（平成27年）、国連サミットにて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が掲げられました。



出典：国際連合広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）」

国際的な環境行政の主な動向

年月	内容
2010年（平成22年） 7月	「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」採択
2015年（平成27年） 9月	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
12月	温室効果ガス排出量削減のための新たな枠組み「パリ協定」採択

国における環境行政の主な動向

年 月	内 容
2011年 (平成23年) 3月	東日本大震災発生
6月	「環境教育等促進法」公布
2012年 (平成24年) 10月	「生物多様性国家戦略2012-2020」策定
2013年 (平成25年) 5月	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」公布
2014年 (平成26年) 5月	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」改正
2016年 (平成28年) 5月	「地球温暖化対策計画」閣議決定
12月	「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」決定
2017年 (平成29年) 5月	「エコアクション21ガイドライン2017年版」改訂
2018年 (平成30年) 4月	「第五次環境基本計画」閣議決定
6月	「気候変動適応法」公布
6月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
7月	「第5次エネルギー基本計画」閣議決定
11月	「気候変動適応計画」閣議決定
2019年 (令和元年) 5月	「プラスチック資源循環戦略」策定
5月	「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定
5月	「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布
12月	「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」一部改定

北海道における環境行政の主な動向

年 月	内 容
2010年 (平成22年) 7月	「北海道生物多様性保全計画」策定
2012年 (平成24年) 3月	「第11次北海道鳥獣保護事業計画」策定
2013年 (平成25年) 3月	「北海道の生物多様性の保全等に関する条例」制定
2014年 (平成26年) 3月	「北海道環境教育等行動計画」策定
2015年 (平成27年) 9月	「北海道生物多様性保全計画」の一部変更
3月	「北海道循環型社会形成推進基本計画 (改訂版)」策定
3月	「北海道廃棄物処理計画 (第4次)」策定
2016年 (平成28年) 3月	「北海道環境基本計画 (第2次計画)」改定
2017年 (平成29年) 3月	「第12次北海道鳥獣保護管理事業計画」策定
3月	「北海道ヒグマ管理計画」策定
3月	「北海道エゾシカ管理計画 (第5期)」策定
2018年 (平成30年) 3月	「北海道災害廃棄物処理計画」策定
2020年 (令和2年) 3月	「北海道循環型社会形成推進基本計画 (第2次)」策定
3月	「北海道廃棄物処理計画 (第5次)」策定
3月	「北海道気候変動適応計画」策定

3 釧路市における環境行政の動向

●釧路市地球温暖化対策地域推進計画の策定

市・市民・事業者が協働して温暖化対策を推進することにより、国の温室効果ガス削減目標の達成に寄与し、環境負荷の小さい地域づくりを目的として2011年（平成23年）3月に「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。本計画は2020年度（令和2年度）までに1990年度（平成2年度）比で、二酸化炭素排出量を11.4%削減することを目標とし推進してきました。

●一般廃棄物処理基本計画の策定と中間見直し

本市では2009年（平成21年）4月に「釧路市ごみ処理基本計画」を、同年8月に「釧路市生活排水処理基本計画」を策定し、それぞれ推進してきました。その後、2014年（平成26年）4月にはこれらを「釧路市一般廃棄物処理基本計画」として統合し、中間見直しを行いました。この際、「釧路市環境基本計画」に合わせて計画期間を2020年度（令和2年度）までとしています。

●釧路市地球温暖化防止実行計画の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、地方公共団体は、当該団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの抑制のための措置に関する計画を策定することが義務付けられており、本市においても「釧路市地球温暖化防止実行計画」を策定し、取り組みを進めています。

2018年度（平成30年度）より第4期となった本計画は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて、二酸化炭素排出量を2022年度（令和4年度）までに2013年度（平成25年度）比で、21.2%削減することを目指しています。

●COOL CHOICEへの賛同

政府は温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、政府・事業者・国民が一致団結して「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開すると発表しました。本市においても、2017年（平成29年）4月1日付で「COOL CHOICE」に賛同する市長宣言を行っており、市民、事業所、団体と連携しながら地球温暖化対策の取り組みを推進しています。

釧路市における環境行政の主な動向

年 月	内 容
2001年（平成13年） 3月	「釧路市環境基本計画」策定（旧釧路市）
2005年（平成17年） 10月	釧路市・阿寒町・音別町が合併（新釧路市）
2008年（平成20年） 3月	「阿寒、音別地域における環境に関する特性と課題について ～環境配慮行動のあり方～（指針）」策定
2009年（平成21年） 4月	「釧路市ごみ処理基本計画」策定
	8月 「釧路市生活排水処理基本計画」策定
2011年（平成23年） 3月	新市として新たな「釧路市環境基本計画」策定
	3月 「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」策定
2014年（平成26年） 4月	「釧路市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しを実施
2017年（平成29年） 4月	「COOL CHOICE」に賛同する市長宣言を実施

第2節 計画の目的

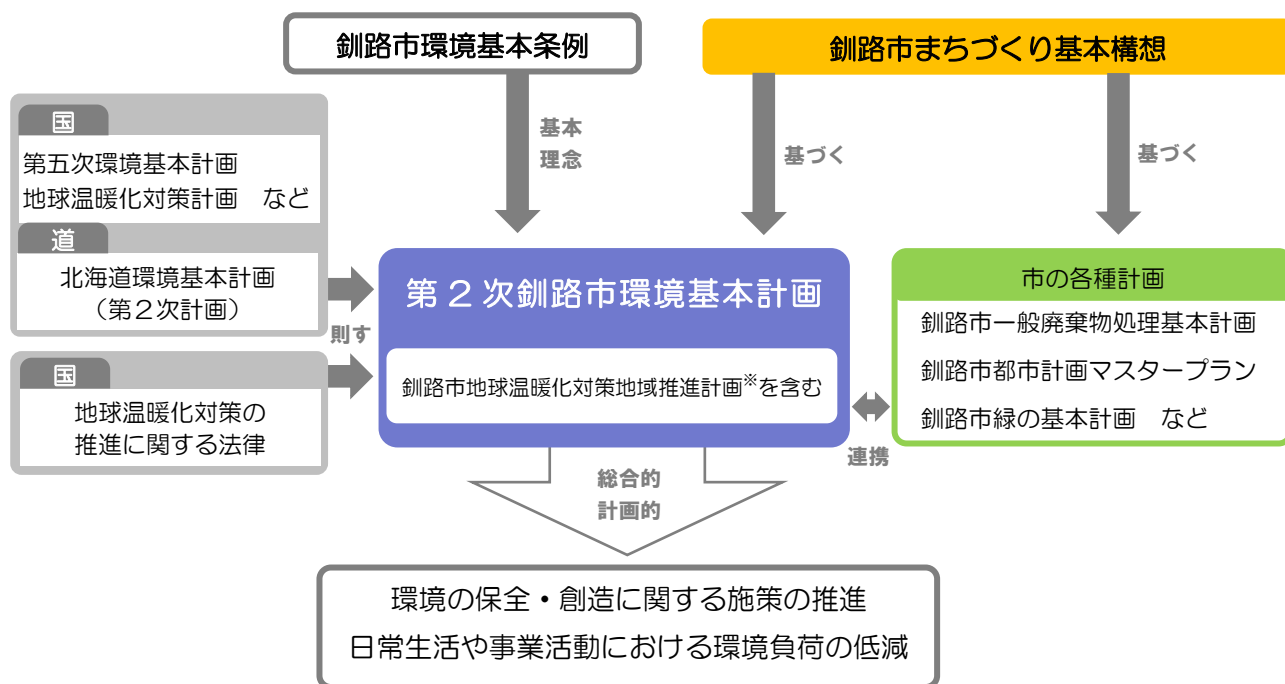
本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、釧路市環境基本条例（第3条）で定められた4つの基本理念を実現することを目的としています。

釧路市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

第3節 計画の位置づけ



※地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」にあたる計画

第4節 環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、釧路市環境基本条例第7条に規定する施策の基本方針を踏まえ、次のとおりとします。

- ① 大気汚染、水質汚濁、騒音・悪臭の防止等の生活環境の保全
- ② 生物多様性の確保、釧路湿原・阿寒湖・春採湖等の自然環境の保全
- ③ 豊かな緑、景観の保全等の都市環境の確保
- ④ 廃棄物の適正処理や、リサイクル等の循環型社会の構築
- ⑤ 地球温暖化の防止や海洋汚染の防止等の地球環境の保全

第5節 計画の対象

本計画の対象は、すべての市民、事業者及び市とします。

また、対象地域は、釧路市の行政区域全体とします。ただし、行政区域を越えて広域的な取り組みが必要となる課題や施策については、他の地方公共団体や関係機関等との協力・連携を図っていきます。

第6節 計画の期間

本計画の計画期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

